

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	岩井 均
登録番号又は法人番号	9 1 2 4 1 3 4 1
所属する単位会	富山県行政書士会
事務所名称	A I C行政書士法人 魚津事務所
事務所所在地	富山県魚津市吉島2丁目1204番
処分年月日	令和8年9月17日
処分内容（種類）	戒告
上記処分をした理由	被処分者は、社会保険労務士として、65歳超雇用推進助成金の申請に当たり、必要な添付書類（就業規則変更届）について、労働基準監督署への届出が行われていなかったにもかかわらず、他の事業主の就業規則に押印されていた労働基準監督署の受付印の印影を切り取り、貼付して複写することにより、労働基準監督署へ届け出られていたように偽造したうえで、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構へ提出した。 当該行為が社会保険労務士法の懲戒処分事由に該当するとして、厚生労働大臣から1年の社会保険労務士の業務の停止の処分（令和7年8月7日から1年）がなされている。 偽造した書類を添付して助成金の申請書を提出したという当該行為の態様は、兼業する行政書士の信頼をも著しく失墜させるものであり、行政書士の信用又は品位を害するような行為の禁止を定めている行政書士法第10条に違反している。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第10条、第14条